

入 札 公 告（事後審査方式）

入札番号 第 R8-054 号

下記の工事について、条件付一般競争入札を行いますので、志摩市契約規則第 4 条の規定に基づき公告します。
令和 8 年 8 月 26 日

志摩市長 橋 爪 政 吉

工 事 担 当 部 課	建設部 建設整備課		
施 行 年 度 ・ 工 事 番 号	令和 8 年度 第 3A1 磯 003 号		
工 事 名	市道前嶋線 道路改良工事		
工 事 場 所	志摩市 磯部町 地内		
工 期 ・ 履 行 期 間	契約日～令和 9 年 2 月 8 日		
工 事 概 要	土日完全週休 2 日制工事試行案件（発注者指定型（経費補正なし）） 〔ナフサ由来の建設資材に対する特例措置〕 本工事は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事である。 ブロック積① A=51.4m² ブロック積② A=20.8m² 小口止工① N=1.0 基 小口止工② N=1.0 基 雑工（すりつけ工）A=5.7m²		
入 札 参 加 資 格 要 件	建 設 業 許 可 業 種 （ 建 設 工 事 の 種 類 ）	土木一式工事 一般・特定建設業許可	
	地 域 要 件	市内業者	
	格 付 け	令和 8 年度 土木一式 B・C	
	経 審 総 合 評 定 値 （ P ）	－ 点 以 上	
	2 年 又 は 3 年 平 均 完 成 工 事 高	－	
	技 術 者 要 件	現場代理人	常駐配置できる者
		主任（監理）技術者	建設業法に基づき適正配置できる者
		その他	－
	施 工 実 績	企 業 実 績	－
		技 術 者 実 績	－
	そ の 他 要 件	以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと ・健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務 ・厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務 ・雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務	
入 札 参 加 申 請	申 請 期 間	当該公告日～令和 8 年 9 月 3 日(木)午後 5 時まで ※各日午前 8 時 30 分～午後 5 時まで。(正午～午後 1 時の間、土日、祝日等を除く。)	
	申 請 場 所	総務部 検査契約課〔市役所 5 階〕 TEL：0599-44-0206 FAX：0599-44-5266 E-mail：nyusatsu@city.shima.mie.jp ご提出につきましては、メール、FAX でも承ります。	

設 計 図 書（仕 様 書） 閲 覧 期 間 ・ 場 所	当該公告日 ～ 志摩市ホームページ公告内	
問 い 合 わ せ 先	建設部 建設整備課〔市役所 3 階〕	
	TEL：0599-44-0304 FAX：0599-44-5262	
問 い 合 わ せ 期 間 （問い合わせは書面による）	当該公告日～令和 8 年 9 月 3 日（木） 正午まで ※各日午前 8 時 30 分～午後 5 時まで。（正午～午後 1 時の間、土日、祝日等を除く。） ※問い合わせの回答については、令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時に志摩市ホームページ内「条件付一般競争入札案件の質問回答書」に回答書を掲載する予定です。	
入札書比較価格(予定価格税抜)	9,140,000 円（消費税及び地方消費税除く）	
最低制限価格の設定	有	
工 事 費 等 内 訳 書 の 提 出	要（入札価格の内訳を別添様式に記載し、必ず入札書に同封のこと。）	
保 証 金 等	入札保証金	免 除
	契約保証金	契約金額 500 万円以上は原則納付
	前金払	志摩市会計規則第 41 条による
入 札 日 時	令和 8 年 9 月 9 日（水） 午前 10 時 20 分	
入 札 場 所	志摩市役所 4 階 401 会議室	
そ の 他	※その他入札条件は、法令等に定めるものの他、条件付一般競争入札（事後審査方式）入札心得及び「志摩市発注工事における配置技術者等の取り扱いについて」により取り扱うものとします。 ※本公告の入札参加資格要件に記載されている「経審総合評定値（P）」及び「2 年又は 3 年平均完成工事高」については、 <u>審査基準日が令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間のものとします。ただし、この期間の経審を受審していない場合は直近のものでも可とします。</u>	
入 札 時 提 出 書 類	以下の書類（ ☒ のある書類）を封書の上、提出してください。 ☒ 入札書 ☒ 工事費等内訳書 ※工事費内訳書(入札時提出用)がある場合は工事費等内訳書に添付してください。 ※本工事は「志摩市労務費ダンピング調査実施要領」（以下、「ダンピング調査要領」という。）の対象工事です。工事費等内訳書（「工事費内訳書（入札時提出用）」を含む）に記載した直接工事費がダンピング調査要領第 4 条に規定する一定水準未満である場合には、落札者に理由書の提出を求める場合があります。	
落札候補者提出書類	入札会において、落札候補者となった場合は、以下の書類（ ☒ のある書類）各 1 部を入札日の翌々日（市役所の閉庁日を除く。）までに提出してください。 ☒ 条件付一般競争入札参加資格申請書（様式第 1 号） ☒ 本公告に示した業種に対応した建設業許可を証明する書類（許可通知書等）写し ☐ 経営事項審査結果通知書（写し） (1) 最新の審査基準日のもの。 (2) 本公告で示した審査基準日のもの。 ☐ 同種工事の施工実績届出書（様式第 1-1 号）及び添付書類 ☒ 配置予定技術者等の届出書（様式第 1-2 号）及び添付書類 ☐ 配置予定技術者の資格・工事経歴届出書（様式第 1-3 号）及び添付書類 ☐ 営業所技術者等がわかる書類（写し）【市内本店業者は提出不要】 ※許可官庁に提出する建設業許可申請書様式第八号（第三条関係）「営業所技術者等証明書（新規・変更）」の副本の写し等 ☐ その他	